

鴨川市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第42号

鴨川市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業助成要綱の一部を改正する告示

鴨川市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業助成要綱(平成27年鴨川市告示第44号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。